

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人新日本自動車振興協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区築地3丁目1番4号207に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、自動車の国民に対する役割の重要性に鑑み、自動車の有効利用の結集及びその実現に努め、自動車文化、自動車の振興及び自動車産業の健全な発展を図り、もって我が国の経済、文化の発展、国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の自動車に関する知識と技能で、生き甲斐と社会参加の推進を図る事業
- (2) 自動車を利用したユニバーサルツーリズム振興で交通移動弱者のサポート事業
- (3) 自動車及び自動車事業に関する講座、セミナー、資格付与、人材育成、助言及び相談事業
- (4) 自動車及び自動車事業の環境負荷軽減のための事業
- (5) 自動車及び自動車部品等の展示会、キャンペーン事業
- (6) 自動車及び自動車事業に関連する調査、資料収集事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業 2

前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 特別会員 当法人の目的に賛同し、社員総会で承認された個人又は団体
- (2) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、社員総会承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、特別会員の半数以上であって、特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総特別会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、特別会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総特別会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する特別会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有

する特別会員が出席し、出席した当該特別会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総特別会員の半数以上であって、総特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない特別会員は、他の特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該特別会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は特別会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が特別会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第22条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員等

(役員の設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、稲田麻実奈とし、業務執行理事は、理事の中から選定する。代表理事の変更は、社員総会の決議によって行われる。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当

該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 4 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3 理事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事に対し、報酬等として、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、社員総会において任期を定めた上で選任する。 3
名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、社員総会において意見を述べるができる。
4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を社員に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、理事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事の過半数の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)で、前項の賠償責任につ

いて、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第32条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第33条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、社員総会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第34条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第35条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第36条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、社員の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、社員の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、

定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事の名簿
- (4) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総特別会員の半数以上であって、総特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(合併等)

第42条 当法人は、社員総会において、総特別会員の半数以上であって、総特別会員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総特別会員の半数以上であって、総特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、社員の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、社員が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、社員の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第46条当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、社員の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、社員の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第48条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員の決議により別に定める。